

第137回 滋賀県森林審議会

日 時：令和4年11月2日（水）

13：58～15：14

場 所：滋賀県大津合同庁舎7階 7-C会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価に対する意見と対応について
- (2) 森林審議会現地検討会での意見と対応について
- (3) (仮称) 滋賀県県産材の利用の促進に関する条例案（素案）について

4 閉会

[13時58分 開会]

1 開会

○司会： 本日の審議会は、委員数15名、出席委員8名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

2 あいさつ

○琵琶湖環境部技監：（審議会出席者へのお礼）

本日の審議会の議題では、「琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価に対する意見と対応について」、「森林審議会現地検討会での意見と対応について」、「（仮称）滋賀県産材の利用の促進に関する条例案（素案）について」の説明をする。

○司会：＜配布資料の確認を行う＞

議長は、〇〇委員に願います。

○会長代理：承知した。森林審議会は、「滋賀県森林審議会の公開の取扱い方針」に基づいて公開し、公開の方法は、会議の傍聴と議事録の公表により行う。

4 議事

○議長：議事は3点。

- ・「琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価に対する意見と対応について」
 - ・「森林審議会現地検討会での意見と対応について」
 - ・「（仮称）滋賀県産材の利用の促進に関する条例案（素案）について」
- 事務局から御説明をお願いします。

（1）琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価に対する意見と対応について

○事務局：＜資料に基づき説明を行う＞

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

○委員：森林境界の明確化の支援事業で、市町の実施が主になってくるが、市町で温度差がかなりある。市町に対して働きかけをし、啓発や広報を積極的にしてはどうか。

科学的な根拠の中で、境界確定が明確になると、若い人たちも動くのではないか。令和4年度は徹底していただきたい。

○事務局：令和元年度から合成公図を県で作成して、市町に提供して、境界明確化を進め

るようにお願いしている。現状、合成公図の作成に現地の境界明確化作業が追いついていない。市町で順次、進めていくように、県からも働きかけをしている。

地元から市や町に対して「境界明確化を進めてほしい」という意見があがると、より効果的に進んでいくと思う。

○議長：ほかに意見がないか求める。

○委員：多賀町では、境界明確化事業は3年前から大杉地域でやりかけたが、土地所有者の人間関係で、あまりうまくいかなかった。

芹川は、まとめ役がいて、山林所有者が一緒になってやっている。ここは200haで、一回枝打ち等作業されている山で、令和元年くらいから境界明確化の作業に入って、令和3年から搬出間伐している。ちょうど木材価格が上がっているときで、利益が出ている。そうすると、この地域の周辺の集落で、境界明確化をという声が上がって、2か所か3か所やろうとしている。よい木があると間伐して、所有者にそれなりの受益がある。

○事務局：滋賀県は間伐から主伐・再造林にシフトチェンジをしていく。植栽および10年間の保育に関して、78%の補助率をさらに上乘せをして98%まで補助の充実をした。そういう点で森林所有者が収益を確保できる機会は相当増えている。次の資源、若返りをするための再造林を促していくことを、境界明確化の目的にすることが重要だと考えている。今後とも、市町と一緒に必要性を理解いただき、個別に集落単位で進めたいと思う。

○議長：県から市町へだけでなく、多方面から情報を共有できる場を設定いただきたい。

○委員：地方創生推進交付金の計画策定、独自で木材の集積場を造ったことも大きい。

○議長：森林組合や地元から要望が上がってくると県も動きやすい。また県からも働きかけて、活性化するように願います。

ほかに意見がないか求める。

次の議事に移りたいと思う。

(2) 森林審議会現地検討会での意見と対応について

○事務局：〈資料に基づき説明を行う〉

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

○委員：皆伐・再造林を進めていこうと、2.5haを山林組合にお願いしていた。木材

価格は下がってまた元に戻ったようですが、そのような状況であっても、林道沿い、作業道があるところは、山林組合が直で皆伐をして、木材を売却すると、利益が出る。

一方、林道の谷向かい、架線でも張ろうとすると確実に赤字が出るので、今年はやめたという話を聞いた。林道沿い、そこから作業道等がついているところは、面積的に限られていると思う。谷向かいなどの皆伐を進めていくとなると、助成をしてもらわないと難しいと感じる。

100年生の木はもう売れない。置いておきだけ。スギやヒノキは70年か80年ぐらいで伐採しなければ、価値がだんだんと低くなっていく。そういう山がこれから増えていくので、皆伐しかない。また、再生林によってCO₂の吸収量は増えていく。50年、60年、70年の木が一番多いので、これから10年、20年、これを放っておいてよいのか、100年、150年の木の山をつくってよいのか、と感じる。

○事務局：支援事業や林道、様々な公共事業を通じて森林の基盤整備、作業道も含めてやってきたが、これからの時代は、まずは道、そして機械化。機械化によって効率性と作業の安全性を図っていくことも大きな要素になる。

また、日本は様々な複雑な地形を持っていて、谷を越えると条件のいい植林地がある。それぞれの条件に適応し、柔軟に対応していくためには、架線集材の技術を用いていくことは重要だと考える。各方面からも同じ意見を賜っている。活用面も含めて、しっかり検討したいと考える。

○議長：ほかに意見がないか求める。

○事務局：今の意見に関連して、追加で報告する。

現在、滋賀森づくりアカデミーでは、既就業者コースで、作業道作設を中心にトレーニングをしている。主伐・再生林を見据えて、来年度以降、架線集材の技術的な研修もメニューに加えたいと考えている。

今まで作業道のつけ方を中心に練習してきたが、今後、架線集材にも技術的な習得という、人的な支援としてアカデミーで育成を図っていきたいと考えている。

○議長：ゾーニングの方向性のことも進めていきつつ、1件ずつ、事例をどんどん増やしていくことで推進が広がっていくこともあると思う。両面からと感じる。

ほかに意見がないか求める。

最後の議題に移りたいと思う。

(3) (仮称) 滋賀県産材の利用の促進に関する条例素案について

○議長：(仮称) 滋賀県産材の利用の促進に関する条例素案について。現在、県議会において、議員提案条例として制定に取り組まれている。その概要について事務局より報告を願う。

○事務局：〈資料に基づき説明を行う〉

○議長：本日の議題は以上。

 次回の審議会について、事務局から説明をお願いする。

○事務局：：〈次回以降の審議会について説明〉

○議長：事務局においては、委員の意見を踏まえて、今後の作業継続を願う。

 以上で本日の審議を終了する。

4 閉会

○司会：以上をもって、第137回森林審議会を終了する。

[15時14分 閉会]